



大地とともに歩む
三井住建道路

第72期 定時株主総会 招集ご通知

株主の皆様へ

開催
日時

2019年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始 9時～)

開催
場所

東京都新宿区笹笥町15番地
牛込笹笥区民ホール

議案

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役に対する株式報酬等
の額及び内容決定の件

■ 郵送による議決権の行使

2019年6月26日(水曜日)
午後5時45分までに到着

株主の皆様へ

変革に挑戦し、「企業価値の増大と社会への還元」を目指した経営

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第72期定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただき、当社グループの現況をご報告するとともに、当社の基本的な方針や、株主の皆様にご賛否をお願いする重要な事項につきまして、ご説明させていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待にお応えできますよう【変革に挑戦し、「企業価値の増大と社会への還元」を目指した経営】を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

代表取締役社長 **松井隆幸**



目次

■ ごあいさつ	P 1
■ 招集ご通知	P 2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 取締役9名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	P 4
■ 事業報告	P 1 5
■ 連結計算書類	P 3 2
■ 計算書類	P 3 5
■ 監査報告書	P 3 8
■ 特集	P 4 2

● 経営理念

顧客満足度の追求

高い技術力により、生活・産業基盤の整備事業を通じ、顧客満足度を高め、社会に貢献します。

株主価値の増大

効率経営に徹し、安定的収益の確保をはかり、株主価値の増大に努めます。

社員活力の重視

社員の能力が最大限発揮でき、働き甲斐のある会社を目指します。

社会性の重視

企業市民として、公正かつ妥当な事業活動を行います。

地球環境への貢献

環境への負荷低減に努め、生活環境と自然の調和を大切にされた事業活動を行います。

株主各位

証券コード1776
2019年6月10日東京都新宿区余丁町13番27号
三井住建道路株式会社
代表取締役社長
松井隆幸

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る**2019年6月26日（水曜日）午後5時45分まで**に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区笹筒町15番地 牛込笹筒区民ホール（末尾掲載の案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項** ① 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.smrc.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。本招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.smrc.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席の場合

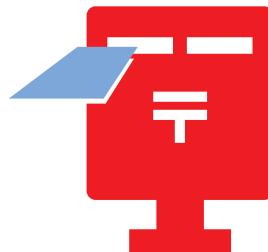


株主総会開催日

2019年6月27日(木曜日)
午前10時(受付9時)

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限

2019年6月26日(水曜日)
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る2019年6月26日(水曜日)午後5時45分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

代理人による議決権行使の場合

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。この場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本総会終結の時をもって全員（9名）任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	松井 隆幸	再任	代表取締役社長 執行役員社長
2	根来 悟	再任	取締役 執行役員副社長 監査部担当兼経営企画部担当兼管理本部管掌
3	西 和昭	再任	取締役 常務執行役員 営業本部長兼技術研究所担当
4	城戸 恭一	再任	取締役 常務執行役員 工事本部長兼安全統括兼安全環境部担当
5	阿部 勉	再任	取締役 常務執行役員 管理本部長
6	平井 克政	新任	執行役員 製品部担当 製品部長
7	伊藤 恵子	再任	社外 独立 取締役
8	藤井 春雄	再任	社外 独立 取締役
9	森 理太郎	再任	取締役

候補者
番号

1

まつい たかゆき
松井 隆幸 (1956年5月22日生)

再任

在任年数

5年

所有する当社の株式の数

9,300株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 三井道路株式会社入社
2006年 4月 当社北海道支店製品部長
2009年 6月 当社工事本部製品部長
2010年 4月 当社企画・管理本部経営企画部長
2011年 4月 当社執行役員、工事本部副本部長兼購買部長
2012年 4月 当社九州支店長
2013年 4月 当社常務執行役員
2014年 4月 当社常務執行役員、営業本部長
2014年 6月 当社取締役
2015年 4月 当社代表取締役社長（現任）、執行役員社長（現任）

選任理由

同氏は、取締役社長として強いリーダーシップと決断力により業務執行を指揮しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ねごろ さとる
根来 悟 (1956年8月29日生)

再任

在任年数

5年

所有する当社の株式の数

5,500株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 住建道路株式会社入社
2003年 10月 当社企画・管理本部経営企画部副部長
2006年 4月 当社関東支店事務部長
2008年 7月 当社九州支店事務部長
2011年 4月 当社企画・管理本部経営企画部長
2012年 4月 当社執行役員、企画・管理本部副本部長
2014年 4月 当社常務執行役員、企画・管理本部長
2014年 6月 当社取締役（現任）
2016年 4月 当社常務執行役員
2017年 4月 当社管理本部長
2019年 4月 当社執行役員副社長（現任）、監査部担当（現任）、経営企画部担当（現任）、管理本部管掌（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また多岐にわたる業務執行を統括し、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

にし かずあき
西 和昭 (1958年8月9日生)

再任

在任年数

2年

所有する当社の株式の数

3,100株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 住建道路株式会社入社
2008年 7月 当社九州支店営業部長
2013年 4月 当社中部支店副支店長
2014年 4月 当社九州支店長
2015年 4月 当社執行役員、九州支店長
2017年 4月 当社営業本部長 (現任)
2017年 6月 当社取締役 (現任)
2018年 4月 当社常務執行役員 (現任)、技術研究所担当 (現任)

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また営業部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

き ど きょういち
城戸 恭一 (1959年12月15日生)

再任

在任年数

2年

所有する当社の株式の数

6,800株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三井道路株式会社入社
2008年 7月 当社関西支店工事部長兼ISO管理部長
2010年 4月 当社工事本部工事一部長兼購買部長
2011年 4月 当社北海道支店副支店長
2013年 4月 当社北海道支店長
2014年 4月 当社執行役員、北海道支店長
2017年 4月 当社工事本部副本部長
2017年 6月 当社取締役 (現任)、工事本部長 (現任)
2018年 4月 当社常務執行役員 (現任)、安全統括 (現任)、安全環境部担当 (現任)

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また工事部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

あ べ つとむ
阿部 勉 (1958年9月24日生)

再任

在任年数

3年

所有する当社の株式の数

2,500株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三井建設株式会社入社
2003年 4月 三井住友建設株式会社管理本部財務部財務管理課長
2009年 7月 同社横浜支店管理部長
2011年 4月 同社関連事業部長
2011年 6月 当社監査役
2015年 4月 三井住友建設株式会社関連事業部部長
2016年 6月 当社取締役（現任）、執行役員、企画・管理本部副本部長、総務部長
2017年 4月 当社管理本部副本部長
2019年 4月 当社常務執行役員（現任）、管理本部長（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また管理部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

ひ ら い かつまさ
平井 克政 (1965年4月13日生)

新任

所有する当社の株式の数

18,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井道路株式会社入社
2012年 4月 当社技術研究所長
2014年 4月 当社営業本部営業一部長兼技術営業部長
2016年 4月 当社工事本部製品部長
2018年 4月 当社工事本部副本部長、製品部長（現任）
2019年 4月 当社執行役員（現任）、製品部担当（現任）

選任理由

同氏は、製品・技術部門の両面で豊富な経験と実績を有しており、製品部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

いとう けいこ
伊藤 恵子

(1950年4月9日生)

再任

社外

独立

在任年数

4年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 東京都目黒区役所入所
 1978年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会)
 1986年 1月 東京四谷法律事務所入所 (現任)
 2015年 6月 当社取締役 (現任)

選任理由

同氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を当社の経営に活かしていただいております。引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8

ふじい はるお
藤井 春雄

(1949年5月12日生)

再任

社外

独立

在任年数

3年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

100%(12回/12回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 全国信用金庫連合会入会
 1996年 5月 同会松江支店長
 1998年 4月 同会事業法人部長
 2002年 6月 信金中央金庫理事、事業法人部長
 2003年 4月 同庫理事、大阪支店長
 2005年 6月 同庫理事、信用金庫部長
 2007年 6月 株式会社しんきん信託銀行取締役社長
 2013年 6月 同行取締役社長退任
 2016年 6月 当社取締役 (現任)

選任理由

同氏は、長年にわたる金融業経営に基づく豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただいております。引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

9

もり り た ろ う
森 理太郎 (1959年10月10日生)

再任

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

100%(9回/9回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三井建設株式会社入社
2012年 4月 三井住友建設株式会社土木本部土木営業部長
2017年 4月 同社北海道支店長
2018年 4月 同社執行役員、土木本部副本部長（現任）
2018年 6月 当社取締役（現任）
2019年 4月 三井住友建設株式会社常務執行役員（現任）、営業部門統括（現任）

選任理由

同氏は、上場建設会社勤務における豊富な知識と経験を活かし、当社経営全般に対して提言いただいております。引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤恵子（戸籍上の氏名は小出恵子）及び藤井春雄の両氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者ではありません。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は伊藤恵子及び藤井春雄の両氏との間で当社定款第27条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間に上記契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役井上達夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、補欠選任されます監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期満了する時までといたします。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位
奥園 泰弘	新任 —

おくぞの
奥 **蘭**

やすひろ
泰 **弘**

(1956年2月17日生)

新任

所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年 4月 住友建設株式会社入社
2004年 1月 当社監査部長
2009年 6月 当社関東支店事務部長
2010年 4月 当社監査部長
2019年 4月 当社監査部付（現任）

選任理由

同氏は、住友建設株式会社及び当社において長年にわたり建設業に関する幅広い業務経験ならびに監査に関する業務経験を重ねてきており、建設業全般に関する相当程度の知見を有すると判断し、新任監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみでしたが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2016年6月29日開催の第69期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額1億50百万円（うち社外取締役については年額20百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を本定時株主総会終結日の翌日から2022年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2022年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金42百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり23,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金42百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金14百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり23,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けま

す。
なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信

託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速が懸念されるものの、企業業績は堅調を維持しており、雇用や所得の環境も着実に改善の傾向が続くなど、景気は緩やかな回復基調が継続しております。

道路建設業界におきましては、公共投資は一定の水準は維持されており、民間需要も企業業績の好調を反映し底堅く推移しておりますが、製造・販売事業の主要材料であるアスファルトの仕入価格が上昇する懸念があることに加えて、企業間の競争は依然として厳しい状況にあるなど、経営環境の先行きに予断を許さない状況になっております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、2018年度は、『ステークホルダーに信頼される質重視の経営』を展開することを基本コンセプトに掲げた「中期経営計画（2017年3月期～2019年3月期）」の最終年度に当たることから、計画に沿った諸施策を推進し、安定した収益体質を確立するとともに、顧客・株主・社員・社会・環境との関係を常に視野に入れた経営を実践してまいりました。また、人材育成と労働環境の改善、株主満足度の向上を目指すとともに、内部統制システムの整備・強化などコーポレートガバナンスの充実を図ってまいりました。

その結果、受注高は333億4百万円（前連結会計年度比2.8%減少）となりました。売上高は347億37百万円（前連結会計年度比2.2%増加）、経常利益は15億73百万円（前連結会計年度比5.3%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億48百万円（前連結会計年度比10.7%増加）となりました。

(2) 部門別事業の状況

① 工事部門

当連結会計年度の受注工事高は273億49百万円（前連結会計年度比2.2%減少）であり、これに前連結会計年度からの繰越工事高121億40百万円を加え、当連結会計年度手持工事高は394億90百万円となりました。うち当連結会計年度中の完成工事高は287億28百万円（前連結会計年度比3.9%増加）であり、これにより、翌連結会計年度への繰越工事高は107億61百万円となりました。当連結会計年度の主な受注工事及び完成工事は、次のとおりであります。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	国道106号平津戸トンネル舗装工事	岩手県
国土交通省関東地方整備局	H30・31足利福富町電線共同溝(その2)工事	栃木県
学校法人芝浦工業大学	大宮キャンパス第二グラウンド整備工事	埼玉県
三井不動産レジデンシャル株式会社	(仮称)大田区東蒲田一丁目計画	東京都
中日本高速道路株式会社	東名高速道路東名静岡東スマートインターチェンジ舗装工事	静岡県

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	山崎地区改良舗装工事	福島県
三井不動産レジデンシャル株式会社	(仮称)港区虎ノ門四丁目計画	東京都
東日本高速道路株式会社	関越自動車道所沢管内舗装補修工事	東京都～群馬県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道松本管内舗装補修工事(平成28年度)	山梨県～長野県
国土交通省九州地方整備局	東九州道(清武～北郷)猪八重トンネル北舗装(1工区)工事	宮崎県

②製品部門

アスファルト合材等の製品部門におきましては、製品等売上高は59億54百万円（前連結会計年度比5.2%減少）となりました。

③その他部門

その他部門におきましては、太陽光発電による売電事業の売上高は53百万円（前連結会計年度比2.2%減少）となりました。

④当連結会計年度の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
工事部門	12,140	27,349	28,728	10,761
製品部門	—	5,954	5,954	—
その他部門	—	—	53	—
合計	12,140	33,304	34,737	10,761

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2億28百万円であり、その主なものはアスファルト合材生産設備の増強のためのものです。

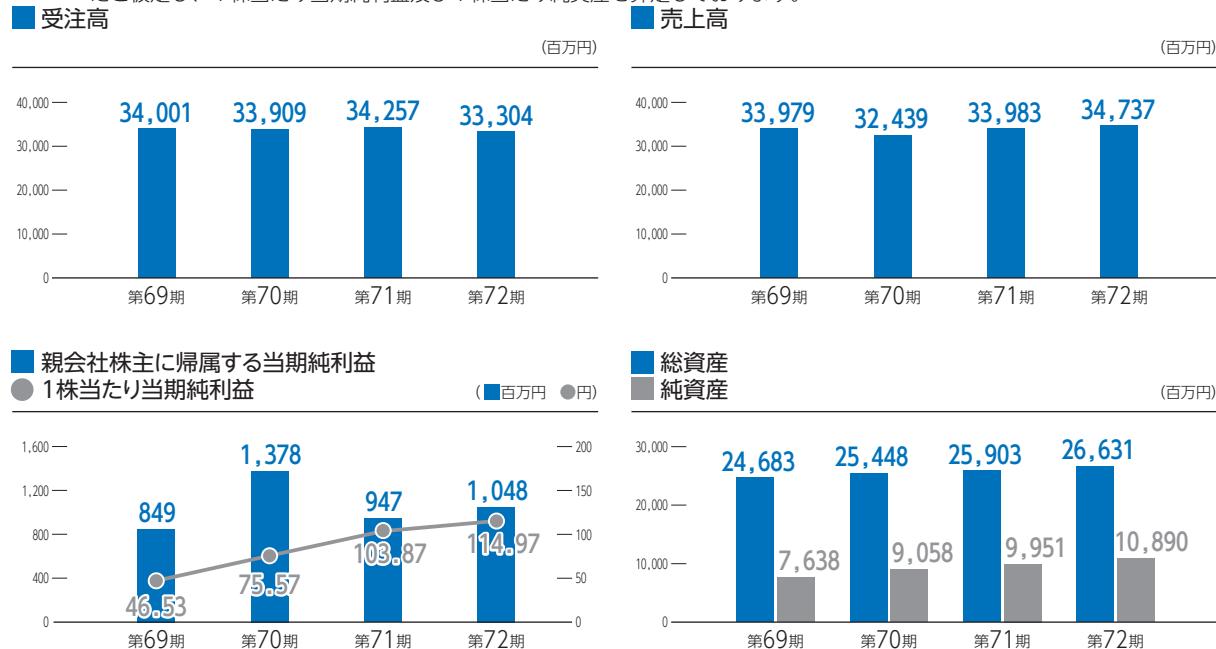
(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期 (2016年3月期)	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
受注高 (百万円)	34,001	33,909	34,257	33,304
売上高 (百万円)	33,979	32,439	33,983	34,737
経常利益 (百万円)	1,730	1,366	1,494	1,573
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	849	1,378	947	1,048
1株当たり当期純利益 (円)	46.53	75.57	103.87	114.97
総資産 (百万円)	24,683	25,448	25,903	26,631
純資産 (百万円)	7,638	9,058	9,951	10,890
1株当たり純資産 (円)	412.95	489.15	1,074.25	1,175.51

(注) 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



(6) 対処すべき課題

当社グループは、不確実性の大きい経営環境に柔軟かつ機動的に対応できる、持続的で安定的な経営基盤の確立を目指して、「新中期経営計画」(2020年3月期～2022年3月期)を策定いたしました。『変革に挑戦し、「企業価値の増大と社会への還元」を目指した経営の実践』をコンセプトに掲げ、当計画の基本方針である①安定的な売上高確保への取組み強化、②安定的な利益確保への取組み強化、③働き方改革を強化するとともに人材の確保・育成システム充実への取組み強化、④「健全な財務体質」、「将来の成長戦略投資に必要な内部留保の確保」を総合的に勘案した株主還元、⑤コーポレートガバナンスの更なる充実への取組みを着実に実施してまいります。

また、企業市民として、安全・品質の確保やコンプライアンスの徹底を実践し、公正妥当な事業活動を行うとともに、内部統制システムの充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、建設業法による許可を受けて、建設工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

当社グループの主要な事業内容は、建設事業、製造・販売事業、その他の事業であり、建設事業は舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業、製造・販売事業は建設用資材の製造・販売に関する事業、その他の事業は売電事業及び不動産取引に関する事業であります。

建設事業	舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業
製造・販売事業	建設用資材の製造・販売に関する事業
その他	売電事業及び不動産取引に関する事業

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本店	東京都新宿区	中部支店	名古屋市中区
北海道支店	札幌市中央区	関西支店	大阪市西区
東北支店	仙台市青葉区	九州支店	福岡市中央区
関東支店	東京都新宿区	技術研究所	千葉県流山市

② 子会社

会社名	本店所在地
三道工業株式会社	札幌市東区
雁部建設株式会社	宮城県石巻市

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
476名	4名減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
437名	5名減	45.6歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

a 親会社との関係

当社の親会社は三井住友建設株式会社であり、当社の総株主の議決権の54.62%（出資比率は54.61%）を保有しております。当社は同社から工事請負をしております。

b 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関して、舗装工事等の請負については、案件ごとに当社見積価格を提出し交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
三道工業株式会社	20	100.0	道路舗装及び土木等工事の請負
雁部建設株式会社	30	51.7	道路舗装及び土木等工事の請負

(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,000,000株
 ② 発行済株式の総数 9,121,835株
 (自己株式 155,665株を除く。)
 ③ 当期末株主数 975名
 ④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
三井住友建設株式会社	4,981	54.61
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	245	2.69
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	232	2.55
MSIP CLIENT SECURITIES	187	2.05
株式会社光通信	181	1.98
HORIZON GROWTH FUND	169	1.86
三井住建道路従業員持株会	157	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	146	1.60
株式会社ウベモク	119	1.31
株式会社日本エフピー研究所	99	1.08

(注) 持株比率は自己株式 (155,665株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2018年10月1日付で、普通株式2株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当社の会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松井隆幸※	執行役員社長
取締役	根来悟※	専務執行役員 管理本部長
取締役	伊藤純一※	専務執行役員 営業担当兼監査部担当
取締役	西和昭※	常務執行役員 営業本部長兼技術研究所担当
取締役	城戸恭一※	常務執行役員 工事本部長兼安全統括兼安全環境部担当
取締役	阿部勉※	執行役員 管理本部副本部長
取締役	伊藤恵子	弁護士
取締役	藤井春雄	
取締役	森理太郎	三井住友建設株式会社執行役員 土木本部副本部長
常勤監査役	井上達夫	
常勤監査役	川島淳	
監査役	布施憲子	弁護士
監査役	若松昭司	公認会計士

- (注) 1. 取締役伊藤恵子（戸籍上の氏名は小出恵子）、藤井春雄の両氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役布施憲子、若松昭司の両氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 常勤監査役井上達夫氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり経理・財務に関する業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 常勤監査役川島淳氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり建設業に関する幅広い業務の経験を重ねてきており、建設業全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役布施憲子氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役若松昭司氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2018年6月28日開催の第71期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、それぞれ同日就任いたしました。
- 取締役 伊藤 純 一
取締役 森 理太郎

5. 2018年6月28日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任時の地位であります。
 加藤和歳 (取締役)
 加島賢司 (取締役)
6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※印の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2019年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏名	会社における地位及び担当	
佐々木 日出幸	専務執行役員	関東支店長
戸村 昇	執行役員	営業本部副本部長兼営業二部長
松田 雄二	執行役員	東北支店長
武藤 政浩	執行役員	北海道支店長
鶴 洋人	執行役員	九州支店長
佐藤 耕一郎	執行役員	関西支店長
蓮井 肇	執行役員	中部支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条の規定に基づき伊藤恵子、藤井春雄の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

当社は、定款第35条の規定に基づき布施憲子、若松昭司の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

役員区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)			
		基本報酬	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	7	68	68	—	—
社外取締役	2	12	12	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	20	20	—	—
社外監査役	2	11	11	—	—

- (注) 1. 2016年6月29日開催第69期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額1億50百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、監査役年額40百万円以内であります。
2. 使用人兼務取締役(4名)の使用人給与相当額は上表支給額とは別枠であり、その額は26百万円であります。
3. 取締役11名のうち2名は2018年6月28日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 取締役11名のうち2名は無報酬であります。

④ 社外役員等に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
伊藤 恵子	取締役	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
藤井 春雄	取締役	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、金融業経営の豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
布施 憲子	監査役	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
若松 昭司	監査役	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分		監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当	社	42	—
子	会 社	—	—
	計	42	—

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(5) 剰余金の配当等の決定の機関及び方針ならびに内容

当社は、業績の状況や長期的な事業発展のための内部留保の充実等を勘案しつつ、株主の皆様へは安定的な配当の継続とともに利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、2019年5月22日開催の取締役会決議により、1株につき23円とさせていただきます。これにより、配当金総額は2億9百万円となります。株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 (2019年3月31日現在)

【内部統制システムに関する基本方針】

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉えております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 役員に対しては、コンプライアンスの更なる意識向上と、より高い企業倫理を確立するため、談合問題などをはじめ、社内外のリスク事例をもとに、独占禁止法、建設業法、労働基準法など、業務に関する法令、規則・規程や社会的規範等の遵守教育を継続的に実施する。
- b 内部統制システムの整備・運用状況の活動結果は、担当取締役が取締役会へ定期的に報告する。
- c 財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」に基づく内部統制システムを運用する。
- d より高い企業倫理の確立と経営の透明性を図るため、内部通報制度（iメッセージ）の適切・有効な運営により、通報者が不利益にならないように配慮するとともに、牽制機能と自浄作用を強化する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務の執行に係る情報は、所管部署が文書または電磁的媒体に記録し「文書・記録管理規程」に従い保存し管理する。
- b 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

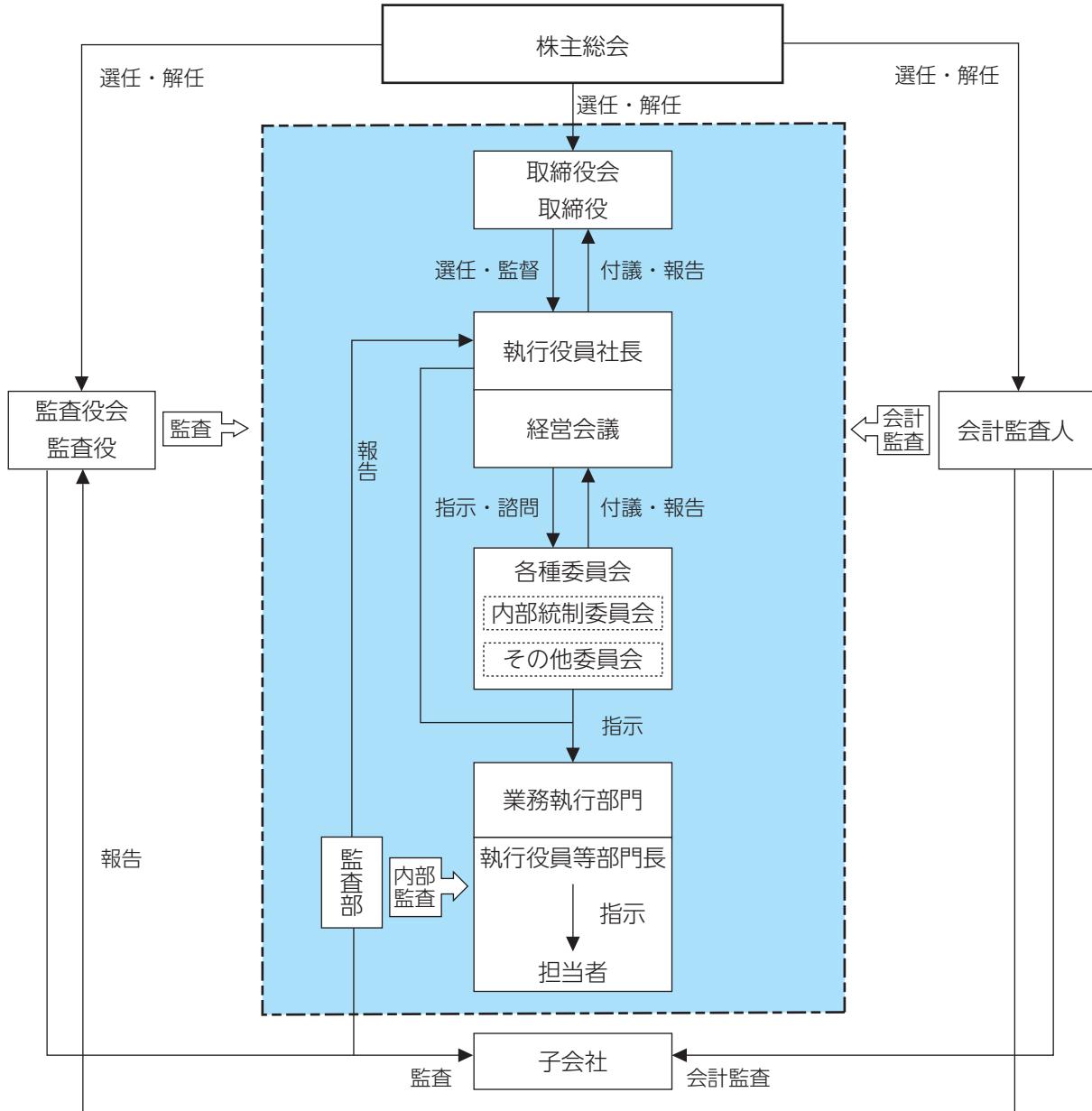
③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 「リスク管理規程」に基づく管理体制の構築・運用とその改善を継続することにより、リスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
- b リスク管理委員会は、リスクに関する想定・分類、発生予防、発生時の対処方法の策定及び関係規程類の整備を行う。
- c 監査部は主管部と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の内部監査を実施する。
- d 時間外労働時間の低減、休日取得の促進などの施策を展開し、その結果を分析・検証することにより、時短に向けた課題の洗い出しを行い、更なる改善策を策定し実行することで、長時間労働の是正・ワークライフバランスの実現を図る。
- e 大地震等の大災害に備えては、事業継続計画（BCP）に基づき緊急対応を実施する。

- f 他の委員会や職制を通じて損益リスク・貸倒リスク・施工リスクの低減を図る。
- ④ **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- a 取締役会は経営に関する意思決定機能及び業務執行の監督機能を担い、円滑な遂行が求められる業務執行機能は執行役員が担うことで、迅速かつ慎重な意思決定を期すとともに、業務執行の権限及び責任の明確化を確保する。
 - b 当社及び当社子会社の経営重要事項について、効率的で迅速な業務執行を図るため、執行役員等で組成する経営会議で適宜審議を行う。
 - c 年度経営計画は、各事業所ごとに数値目標を織り込み、取締役会の承認を経て編成し、それに基づく年度計画進捗管理を行う。
 - d 各本部長は、当該年度計画の進捗状況について取締役会に報告する。
- ⑤ **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- a 社員に対してはコンプライアンスの更なる意識向上と、より高い企業理念を確立するため、談合問題などをはじめ、社内外のリスク事例をもとに、独占禁止法、建設業法、労働基準法など、業務に関係する法令、規則・規程や社会的規範等の遵守教育を継続的に実施する。
 - b 組織・職務規程、業務決裁規程、社員就業規則等、企業活動を適正・適法に遂行するための社内規則・規程類を整備するとともに、社内ルールの遵守を徹底する。
 - c 監査部は、業務監査を通じて、社員のコンプライアンス状況を監査し、その結果を管理本部長に報告する。
- ⑥ **当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- a 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程、関係会社業務決裁基準に基づき、子会社の取締役等は子会社における法定の議事録等の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役が随時閲覧することができるものとする。
 - b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
「リスク管理規程」に基づく管理体制の構築・運用とその改善を継続することにより、リスク管理の実効性を高め、当社グループの事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
 - c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 子会社の定時取締役会及び臨時取締役会において経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。
 - (b) 年度経営計画は、数値目標を織り込み、取締役会の承認を経て編成し、それに基づく年度計画進捗管理を行う。
 - (c) 経営状況（年度計画進捗状況）については、四半期ごとに取締役会に報告を行う。
 - d 子会社の取締役等使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
子会社に対しては、コンプライアンスの更なる意識向上と、より高い企業理念を確立するため、談合問題などをはじめ、社内外のリスク事例をもとに、独占禁止法、建設業法、労働基準法など、業務に関係する法令、規則・規程や社会的規範等の遵守教育を継続的に実施する。

- e その他の当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制グループ統制の観点から、当社及び子会社は、子会社の実情に即した適切なガバナンス体制、内部統制やリスク管理体制の整備を進めるとともに、モニタリングによる有効性の確認を通じて、グループ統制の強化と実効性のある内部統制システムの構築・運用を図る。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は監査業務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）を配置する。
- ⑧ 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- a 選任された補助使用人は、全ての取締役からの独立性が保障される。
- b 補助使用人の人事異動等については、監査役の同意を必要とする。
- ⑨ 当社の監査役は補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
選任された補助使用人に対する指揮命令権は、監査役が有する。
- ⑩ 当社の監査役への報告に関する体制
- a 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (a) 取締役または使用人は、監査役に対し、関係会議の同席などにより次の事項を報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- イ 経営会議の審議事項
- ロ 内部監査の状況
- ハ リスク管理委員会の検討等事項
- ニ 年度計画の進捗状況
- ホ その他会社に著しい損害を与えるおそれのある事項
- (b) 内部通報制度（iメッセージ）を適切・有効に運営する。
- b 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- (a) 子会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて子会社の取締役、監査役、使用人に対して報告を求めることができる。
- (b) 内部通報制度（iメッセージ）を適切・有効に運営する。
- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。
- ⑫ 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことが明らかに認められる場合を除き、監査役は監査業務を抑制することのないよう所定の手続きに従い、これに応ずるものとする。
- ⑬ その他当社の監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は監査部と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。
- b 監査役は、取締役と意見交換会を設定する。
- c 監査役は、会計監査人と意見交換会を設定する。

当社コーポレートガバナンス体制図



【内部統制システムの運用状況の概要】

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ① **当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - a 役員に対し、法令遵守意識の浸透・高揚を図るため「企業行動憲章」に関連したコンプライアンス教育を実施するとともに「コンプライアンスに係る誓約書」を社長あてに提出させることにより法令及び定款の遵守を図っております。
 - b 「談合排除プログラム」に基づく独占禁止法教育の他、建設業法、労働基準法など業務に関連する法令、規則、規程や社会的規範等の遵守教育を実施しております。
- ② **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報は、所管部署が文書または電磁的媒体に記録し、「文書・記録管理規程」に従い保管・管理しております。また、「情報セキュリティ要領」等の規程類により、当社の保有する情報の保護、共有、活用の促進が可能な体制を整備しております。
- ③ **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - a 「リスク管理規程」に基づき、潜在するリスクの顕在化防止及び顕在化したリスクによる損失の最小化を図るとともに、顕在化したリスクに対しては、リスク管理委員会を適時開催しております。
 - b 受注審査書類、工事管理台帳等の確認及びヒアリング等によって、リスクが顕在化する恐れのある案件の洗い出しを行っております。
 - c 「リスク予防チェック（点検）」の実施に際しては、リスクの項目に関し現状に応じた見直しを行い、意識付と発生防止に努めるとともに、改善策の検証を実施しております。
 - d 不測の事態が発生した場合には、「事業継続計画」及び「災害対応マニュアル」に基づき、事態の重要度等に応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。
 - e 社員が心身ともに健康な状態で勤務できるように、時短推進に向けた施策を展開し、結果検証により更なる改善策を策定し実行しております。
- ④ **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - a 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に経営会議に付議して経営会議メンバーによる潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
 - b 取締役会、経営会議の議案と関連資料の事前配付を徹底し、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。
 - c 年度経営計画は、事業所毎に数値目標を織り込み、取締役会の承認を経て編成し、それに基づく年度計画進捗状況を「月次業績管理表」として「経営会議」にて月例報告しております。
- ⑤ **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - a 社員に対し、法令遵守意識の浸透・高揚を図るため「企業行動憲章」に関連したコンプライアンス教育を実施するとともに「コンプライアンスに係る誓約書」を社長あてに提出させることにより法令及び定款の遵守を図っております。
 - b 「談合排除プログラム」に基づく独占禁止法教育の他、建設業法、労働基準法など業務に関連する法令、規則、規程や社会的規範等の遵守教育を実施しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流 動 資 産	20,474,751	流 動 負 債	13,446,096
現金預金	8,941,042	支払手形・工事未払金等	6,182,872
受取手形・完成工事未収入金等	10,104,149	電子記録債務	4,742,355
製 品	207	リ ー ス 債 務	41,389
販売用不動産	2,287	未払法人税等	488,456
未成工事支出金	1,134,764	未成工事受入金	611,025
材料貯蔵品	131,053	完成工事補償引当金	11,300
その他の他	161,247	賞与引当金	8,556
		工事損失引当金	6,580
		その他の他	1,353,559
固 定 資 産	6,157,200	固 定 負 債	2,295,107
有形固定資産	5,136,551	再評価に係る繰延税金負債	285,249
建物・構築物	1,337,663	退職給付に係る負債	1,858,461
機械及び装置	1,282,207	資産除去債務	79,434
土地	2,433,574	その他の他	71,962
その他の他	83,106	負 債 合 計	15,741,203
無形固定資産	89,141	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	931,507	株 主 資 本	10,622,445
破産更生債権等	724	資 本 金	1,329,850
繰延税金資産	768,672	資 本 剰 余 金	1,541,453
その他の他	187,794	利 益 剰 余 金	7,830,125
貸倒引当金	△25,684	自 己 株 式	△78,983
		その他の包括利益累計額	100,354
		土地再評価差額金	178,874
		退職給付に係る調整累計額	△78,519
		非支配株主持分	167,948
		純 資 産 合 計	10,890,748
資 産 合 計	26,631,952	負 債 純 資 産 合 計	26,631,952

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目		金 額	千円	千円
売	高	28,728,689		
完製	高	5,954,984		
売	高	53,907		34,737,581
売	高	25,810,195		
完製	高	5,120,949		
売	高	24,003		30,955,149
売	益	2,918,493		
完製	益	834,034		
売	益	29,903		3,782,431
販	費			2,214,212
売	益			1,568,218
営	受	462		
受	取	3,403		
業	取	4,454		
鉄	引	2,924		
貸	倒	9,022		
そ	の	8,147		28,414
営	支	376		
支	払	12,417		
賃	貸	813		
業	務	8,313		
そ	の	1,198		23,119
経	常			1,573,513
特	別			
固	定	37,755		37,755
特	別			
固	定	6,091		
固	定	13,270		19,361
	税金等調整前当期純利益			1,591,907
	法人税、住民税及び事業税	548,595		
	法人税等調整額	△30,768		517,826
	当期純利益			1,074,081
	非支配株主に帰属する当期純利益			25,378
	親会社株主に帰属する当期純利益			1,048,702

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,329,850	1,541,453	6,927,374	△78,924	9,719,753
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△145,950		△145,950
親会社株主に帰属する当期純利益			1,048,702		1,048,702
自 己 株 式 の 取 得				△58	△58
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	902,751	△58	902,692
当 期 末 残 高	1,329,850	1,541,453	7,830,125	△78,983	10,622,445

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	178,874	△99,416	79,457	152,429	9,951,640
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△145,950
親会社株主に帰属する当期純利益					1,048,702
自 己 株 式 の 取 得					△58
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		20,896	20,896	15,518	36,415
当 期 変 動 額 合 計	—	20,896	20,896	15,518	939,108
当 期 末 残 高	178,874	△78,519	100,354	167,948	10,890,748

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流 動 資 産	19,745,402	流 動 負 債	13,091,218
現金預金	8,535,413	支払手形	950,664
受取手形	2,352,728	電子記録債権	4,742,355
完成工事未収入金	6,433,198	工事未払金	3,838,481
売掛金	1,036,701	買掛金	1,095,746
製 品	207	リ ー ス 債 権	41,389
販 売 用 不 動 産	2,287	未 払 金	519,842
未 成 工 事 支 出 金	1,133,620	未 払 費 用	567,047
材 料 貯 蔵 品	131,053	未 払 法 人 税 等	476,901
そ の 他	120,191	未 成 工 事 受 入 金	505,821
		預 り 金	285,674
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	11,300
		工 事 損 失 引 当 金	6,580
		そ の 他	49,411
固 定 資 産	6,118,142	固 定 負 債	2,173,699
有 形 固 定 資 産	5,087,830	リ ー ス 債 務	71,679
建 物 ・ 構 築 物	1,304,291	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	285,249
機 械 ・ 運 搬 具	1,281,737	退 職 給 付 引 当 金	1,737,054
工 具 器 具 ・ 備 品	79,284	資 産 除 去 債 務	79,434
土 地	2,422,515	そ の 他	283
無 形 固 定 資 産	88,781	負 債 合 計	15,264,917
借 地 権	23,809	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	34,958	株 主 資 本	10,419,753
そ の 他	30,014	資 本 金	1,329,850
投 資 そ の 他 の 資 産	941,531	資 本 剰 余 金	1,541,453
投 資 有 価 証 券	7,488	資 本 準 備 金	541,453
関 係 会 社 株 式	56,530	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,000,000
従 業 員 長 期 貸 付 金	14,570	利 益 剰 余 金	7,627,433
破 産 更 生 債 権 等	724	利 益 準 備 金	85,500
繰 延 税 金 資 産	726,779	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,541,933
そ の 他	160,784	繰 越 利 益 剰 余 金	7,541,933
貸 倒 引 当 金	△25,344	自 己 株 式	△78,983
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	178,874
		土 地 再 評 価 差 額 金	178,874
資 産 合 計	25,863,545	純 資 産 合 計	10,598,627
		負 債 純 資 産 合 計	25,863,545

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目		金 額	千円	千円
売	上 事 高	27,253,400		
完 製 品	成 工 等 売 上 高	5,984,845		
売	電 事 業 売 上 高	53,907		33,292,153
売	上 原 価	24,539,068		
完 製 品	成 工 等 売 上 原 価	5,144,381		
売	電 事 業 売 上 原 価	24,003		29,707,453
売	上 総 利 益	2,714,332		
完 製 品	成 工 等 売 上 総 利 益	840,464		
販 売 費	電 事 業 費 及 び 一 般 管 理 費	29,903		3,584,699
営 業 外 収 入	業 外 収 入			2,107,947
受 取 配 当 金	取 取 地 携 関 連 収 入	459		
受 取 配 当 金	取 取 地 携 関 連 収 入	12,512		
業 務 倒 引 当 金	務 提 携 処 分 金 戻 入	4,363		
業 務 倒 引 当 金	務 提 携 処 分 金 戻 入	4,454		
支 払 保 証 料	業 外 利 証 料 他 用 息 料 他 用 息 料	2,924		
支 払 保 証 料	業 外 利 証 料 他 用 息 料 他 用 息 料	9,022		
支 賃 業 務 経 常 利 益	賃 業 務 経 常 利 益	6,531		40,268
支 賃 業 務 経 常 利 益	賃 業 務 経 常 利 益	527		
支 賃 業 務 経 常 利 益	賃 業 務 経 常 利 益	10,565		
支 賃 業 務 経 常 利 益	賃 業 務 経 常 利 益	813		
支 賃 業 務 経 常 利 益	賃 業 務 経 常 利 益	8,313		
支 賃 業 務 経 常 利 益	賃 業 務 経 常 利 益	1,198		21,417
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益			1,495,602
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益	37,697		
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益			37,697
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益	6,091		
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益	13,270		19,361
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益			1,513,939
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益	519,000		
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益	△31,404		487,595
特 定 資 産 除 却 損 益	特 定 資 産 除 却 損 益			1,026,344

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	千円 1,329,850	千円 541,453	千円 1,000,000	千円 1,541,453
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,329,850	541,453	1,000,000	1,541,453

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	千円 85,500	千円 6,661,540	千円 6,747,040	千円 △78,924	千円 9,539,418
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△145,950	△145,950		△145,950
当 期 純 利 益		1,026,344	1,026,344		1,026,344
自 己 株 式 の 取 得				△58	△58
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	880,393	880,393	△58	880,334
当 期 末 残 高	85,500	7,541,933	7,627,433	△78,983	10,419,753

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	千円 178,874	千円 178,874	千円 9,718,293
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△145,950
当 期 純 利 益			1,026,344
自 己 株 式 の 取 得			△58
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	880,334
当 期 末 残 高	178,874	178,874	10,598,627

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中原義勝 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住建道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中原義勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

三井住建道路株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 達 夫 ㊟

常勤監査役 川 島 淳 ㊟

社外監査役 布 施 憲 子 ㊟

社外監査役 若 松 昭 司 ㊟

以 上

【主な完成工事】



山崎地区改良舗装工事
(福島県)



関越自動車道所沢管内舗装補修工事
(東京都～群馬県)



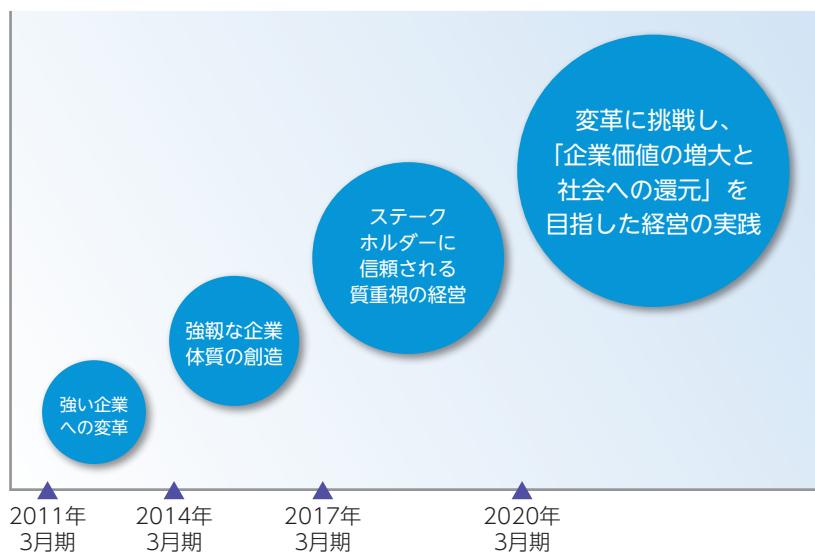
人工芝張替工事 (関西大学 千里山中央グラウンド)
(大阪府)



東九州道 (清武～北郷) 猪八重トンネル北舗装 (1工区) 工事
(宮崎県)

新中期経営計画 (2020年3月期～2022年3月期)

当社グループは、前中期経営計画までの歩みを踏まえ、2020年3月期から2022年3月期までの3カ年において、『変革に挑戦し、「企業価値の増大と社会への還元」を目指した経営の実践』をコンセプトとした新たな中期経営計画を策定いたしました。



基本方針

- (1) 安定的な売上高確保への取組み強化
- (2) 安定的な利益確保への取組み強化
- (3) 働き方改革を強化するとともに人材の確保・育成システム充実への取組み強化
- (4) 「健全な財務体質」、「将来の成長戦略投資に必要な内部留保の確保」を総合的に勘案した株主還元
- (5) コーポレートガバナンスの更なる充実への取組み

経営目標

- (1) 事業環境の変化に的確に対応した売上高、利益の確保〈連結売上高350億円 経常利益14億円程度の確保を目指す〉
- (2) 生産性向上への成長投資(競争力拡大・維持、環境、人材投資) 36億円
- (3) 自己資本配当率(DOE)を意識した安定的な配当「配当性向20～30%の範囲」を目指す

計数計画

2022年3月期

連 結	売上高	営業利益	経常利益
	350億円 程度	14億円 程度	14億円 程度

2020年3月期～2022年3月期

単 体	減価償却前営業利益 (EBITDA)	配当性向	自己資本配当率 (DOE)
	20億円 程度	20～30% の範囲	2～2.5% の範囲

2020年3月期～2022年3月期

主な投資計画	工場設備	その他設備	人的投資等
	25.5億円	6億円	4.5億円

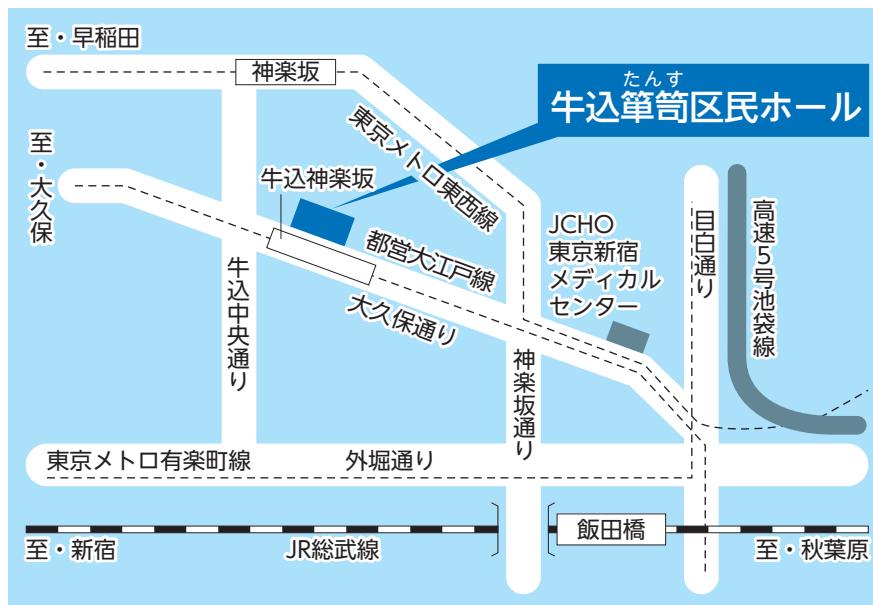
重点施策

- (1) 魅力ある職場環境の実現(働き方改革)と人材の育成・強化
- (2) 持続的成長に向けた受注ポートフォリオ改革の推進
- (3) 安定的な売上高・利益確保への取組み強化
- (4) 建設生産システムの変革
- (5) 環境に配慮した安全で高品質なものづくりの推進
- (6) グループシナジーの創出による新たな成長
- (7) 持続的な成長と企業価値の向上を目指すための中長期的な事業戦略の検討
- (8) 健全な財務体質の確立と安定的な株主還元継続
- (9) コーポレートガバナンスの更なる充実

第72期
定時株主総会
会場ご案内図

開催日時 2019年6月27日(木曜日)午前10時(受付開始 9時~)

開催場所 東京都新宿区筈笥町15番地 牛込筈笥区民ホール



交通機関

都営地下鉄大江戸線 牛込神楽坂駅A1出口 徒歩0分
東京メトロ東西線 神楽坂駅2番出口 徒歩約10分

お願い●駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

